

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者組織への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した市町村第三者組織別の需要量に関する情報の計	生産目標数量の補正
		615

- (注) 1 単位は、市町村が市町村第三者組織に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)のエに定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
 3 市町村が情報提供した市町村第三者組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める市町村第三者組織別の需要量に関する情報を記入すること。
 4 生産目標数量の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、都道府県知事が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 市町村第三者組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

市町村から市町村第三者組織への需要量に関する情報	市町村第三者組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産目標数量の補正
		615

- (注) 1 単位は、市町村第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 市町村から市町村第三者組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のアにより、市町村長から情報提供を受けた市町村第三者組織を区域とする地域別の需要量に関する市町村第三者組織の情報を記入すること。
 3 市町村第三者組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のアにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。
 4 生産目標数量の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、市町村第三者組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。